

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた区のこれまでの取組について

1 区の危機管理対策について

(1) 危機管理体制について

令和元年末に中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症は、日本においても令和2年1月に初めて感染者が確認され、国が同月28日に新型コロナウイルス感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく指定感染症に指定することを閣議決定したことを受け、区は、同日「港区危機管理対策会議」を設置しました。

さらに、区は、2月3日に体制を、区長を本部長とする「港区危機管理対策本部」に引き上げ、現在に至るまで、新型コロナウイルス感染症に関する情報を収集し、区民の生命を守るための感染拡大防止対策とともに、区民生活の安定や中小企業の事業継続に向けた様々な対策を実施しています。

なお、国が新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態を宣言した4月7日から、宣言が解除された5月25日までの間は、同法第34条に基づく「港区新型コロナウイルス感染症対策本部（呼称）」を設置し、対応に当たりました。

	期間	開催回数
港区危機管理対策会議	令和2年1月28日から2月2日	1回
港区危機管理対策本部	令和2年2月3日から4月7日	17回
	令和2年5月26日から現在	8回
港区新型コロナウイルス感染症対策本部	令和2年4月7日から5月25日	7回

(注：7月20日現在)

(2) 区有施設及び事業の臨時休館・休止について

- 区は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、令和2年2月20日に区主催事業等の実施方針を定め、感染拡大を防止するため、同月21日以降の事業を中止・延期することとしました。
- 民間のスポーツジムでの集団感染の発生を受けて、東京都が都立スポーツ施設における個人利用（トレーニングルーム等）を中止するなど、国や東京都の動向を踏まえながら、2月29日以降、区立スポーツ施設の個人利用の休止、3月2日以降、児童館の一般利用の休止、学童クラブの利用自粛等の対応を実施しました。
- 3月25日、東京都は感染爆発を防ぐための重大局面であるとの認識を示した上で、都民に向けて屋内外を問わないイベントの自粛や不要不急の外出自粛等を要請しました。

区は、こうした情勢を受け、施設への行き来を含めて人の流れを抑え、感染のリスクをさらに減らすため、区民の健康維持や子どもの保育をはじめ、福祉の観点から休館・休止すべきでない一部の施設及び事業を除き、3月28日以降、区有施設及び事業を休館・休止としました。また、保育園については4月6日から利用の自粛を要請しました。

- ・ 4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国が緊急事態を宣言し、東京都が緊急事態措置を実施したことを受け、保育園及び学童の利用自粛要請の強化や、障害福祉サービスの利用自粛要請を実施しました。
- ・ 5月25日、国は緊急事態宣言を解除し、東京都も「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」に基づき、順次、民間施設や都民向け施設について休業要請を緩和することとしました。これを受けて、区は、「緊急事態宣言解除後の区有施設等再開のロードマップ」に沿って、5月26日より、感染防止対策を徹底した上で、段階的に区有施設等を再開しています。

(3) 区有施設における感染者発生時の対応について

区有施設において感染者が発生した際には、みなと保健所による積極的疫学調査の結果を踏まえ、施設を臨時休業するとともに、消毒や濃厚接触者の健康観察を実施し、感染拡大の防止を徹底しました。

No.	日付	場所	患者	対応	備考
1	4月17日	区立保育園	職員	4月18日から4月24日	No. 1と同じ施設
2	4月20日	〃	職員	臨時休園	
3	7月9日	港区保育室	職員	7月10日から7月11日 臨時休園	
4	7月16日	区立保育園	児童	7月17日から7月18日 臨時休園	

(4) 新型コロナウイルス感染症に係る広報・情報発信について

ア 港区ホームページを活用した情報発信

サイト内には、新型コロナウイルス特設ページを設け、情報を毎日更新しています。

特設ページ内には、感染者数の情報やみなと保健所の取組、区有施設等の休止や再開情報などを掲載し、随時、最新の情報を発信しています。

また、区民や議会から寄せられた声に応え、情報は分野別で掲載する、クリックするボタンを大きくする、表やグラフを活用する等、ホームページ閲覧者が必要としている情報をできるだけ見つけやすくする改善を重ねています。

イ 広報みなとを活用した情報発信

感染症対策を掲載した「広報みなと新型コロナウイルス感染症対策臨時号」を4月1日に発行して全戸配布を行うとともに、毎月3回発行する通常号の広報みなと（声の広報・点字広報）には、区民税納付猶予のご案内や、特別融資のご案内等、新型コロナウイルス感染症に関する区民向け・事業者向けの情報を毎号掲載しています。

また、広く速やかに新型コロナウイルスに関する情報を伝達する手段として『緊急「広報みなと」かわら版』を発行し、1回目を2月28日に発行して以降、7月17日現在で17回発行しています。

『緊急「広報みなと」かわら版』は、区設掲示板のほか、町会自治会掲示板にも掲出しています。

ウ パブリシティ（報道機関）を活用した情報発信

区が決定した新型コロナウイルス感染症対策に関する情報は、随時プレスリリースを行うほか、区長記者発表を活用して報道機関を通じて情報発信しています。

エ その他の媒体を活用した情報発信

ケーブルテレビで放送される港区広報番組では、外出を控える高齢者のために、介護予防の観点で毎回、種類の異なる介護予防運動を紹介し続けています。

その内容は、区有施設に設置してあるデジタルサイネージや、ちいばす車内でも放映しています。

このほか、プレスリリースした情報や広報みなどに掲載した情報は、SNS（ツイッター、フェイスブック）も活用して情報発信を行っています。

(5) 区議会との連携について

区は「新型コロナウイルスに関する連絡会議」等により、新型コロナウイルスに関する区の取組について区議会への情報提供を行うとともに、質問や要望事項についても適宜、回答してまいりました。

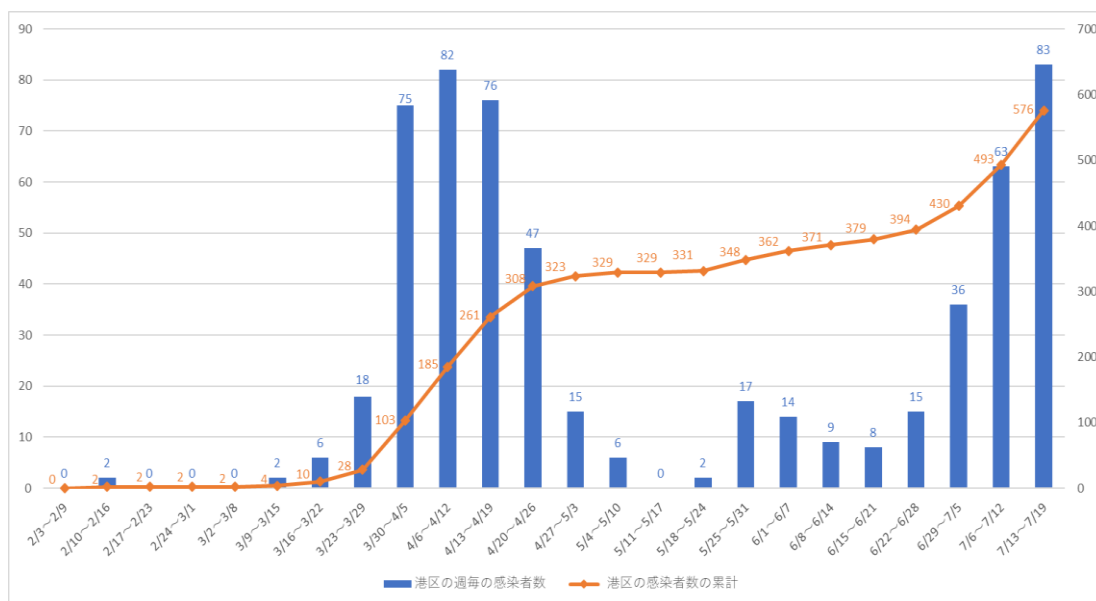
2 区民の生命と身体を守る対策について

(1) 区内感染者数の推移

2月上旬に区内医療機関で最初の感染者が確認されて以降、感染者は3月下旬から4月下旬に急激に増加し、一旦は落ち着きましたが、6月下旬から再び上昇傾向が続いています。

感染者の傾向として、3月下旬は海外からの帰国者の感染や、夜の繁華街での感染が大半でしたが、感染者が増加する4月中旬は感染者から家族への感染や感染経路不明の方が増加し、6月下旬以降は感染経路不明の他に、友人、知人との会食での感染が増えています。

◆区内における新型コロナウイルス感染症の感染者数（みなと保健所発生届受理数）



(注：7月19日現在)

(2) みなと保健所における新型コロナウイルス感染症対策に関する取組について

区は、感染症患者が急速に拡大した3月から4月にかけて、資料No. 3-3に示すとおり、検査体制の強化や患者搬送の体制強化をはじめとした区民の生命と身体を守る取組を迅速に進めてきました。

また、相談電話が殺到する中、医療機関との入院調整や患者の搬送などの対応に追われる状況を踏まえて、速やかに保健師を含めた105名を増員して計125名の体制を整備しました。

ア 新型コロナウイルス感染症疑い患者への対応強化策

期間	取組内容
4月13日から	民間検査機関を活用したPCR検査の導入 民間検査機関を活用し、安全・安心かつ迅速に検査結果が判明できる検査体制を強化しています。
4月16日から	港区医師会との連携によるPCR検査のための検体採取体制の強化 港区医師会からの医師派遣により、みなと保健所で実施する検体採取の人員体制を強化し、検査件数の増加に対応しています。 区が疑い患者の診察を依頼した医療機関(クリニック)への謝礼経費の支出 帰国者・接触者外来は都の加算措置がありますが、それ以外のクリニックでは加算措置されていないため、区独自で謝礼経費を支出しています。
4月24日から	みなと保健所衛生試験所でのPCR検査の開始 区直営で実施した場合、最短で当日に検査結果が出るため、より症状の重い患者等緊急性が高いケースに対応が可能となっています。

◆PCR検査数(3月29日から7月15日)

999件(東京都健康安全研究センター311件、区衛生試験所47件、民間検査機関641件)

イ 新型コロナウイルス感染症患者の搬送体制の強化

当初、感染症患者等を搬送する際は、受入先の医療機関を調整すると同時に民間救急コールセンターを通じて救急搬送会社を探していましたが、東京都と協定を締結している救急搬送会社は空きも少なく手配に時間がかかり搬送手段の確保が難航していました。

そこで、安全・安心かつ迅速に搬送できる体制を整備・強化するため、独自に搬送車両を確保する等の取組を実施しています。

期間	取組内容
4月8日から	区が独自に搬送車両2台を確保(6月18日以降は1台)
4月15日から	区内企業から感染対策が施された搬送専用車両1台を無償貸与
6月18日から	東京都から感染対策が施された搬送専用車両1台を無償貸与

◆感染者の搬送実績(3月17日から7月15日)

229人(民間救急12人、庁有車11人、委託車両206人)

ウ その他の取組

(ア) こころのサポートダイヤル

新型コロナウイルス感染症に起因する心の不調を訴える区内在住・在勤・在学者

の方に対して、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門職が電話相談に応じています。
 継続フォローが必要な方には適切な窓口につなぐことにより、区民の不安の軽減
 およびメンタルヘルスの向上を図っています。

◆実績

実施期間	4月28日から
実績	7月10日現在、これまでに114件の相談があり、年齢層は30歳代と70歳代以上の方が多く、90歳代の方からの相談もありました。 また、相談内容は、精神状態悪化が一番多く、次いで、生活の変化、感染不安、経済問題等と続きます。 なお、相談者の2割の方には、他の相談窓口を紹介する等、継続支援に繋がっています。

(イ) 健康観察システム

自宅療養中の軽症者や濃厚接触者の健康状態の変化に迅速かつ適切に対応するため、自身のスマートフォンやタブレットで体温や健康状態を報告する健康観察システムを開発、導入しました。

これにより、健康状態の変化を即時に把握できるため、病状の悪化等に迅速かつ適切に対応することが可能となります。

また、毎日の電話による健康状態聞き取りがなくなり、健康観察者及び保健所職員の負担軽減を図ることが可能となります。

◆利用者数（7月15日現在）

166人（濃厚接触者144人、検疫フォローアップ21人、自宅療養者1人）

(3) 区民等へのマスクの提供

国内におけるマスクの供給量が不足する中、区独自の取組みとして、多くの患者を受け入れている区内医療機関、デイサービス等の民設民営を含む社会福祉施設、健診等外出する機会が多い妊産婦、在宅の重度障害児（者）に対してマスク等を提供しました。

また、私立保育園等が、卒園祝い会等を安全に安心して執り行うことができるよう、マスクを提供しました。

◆実績

提供先	提供日時	提供物・数
社会福祉施設	3月6日、4月28日	マスク：47,000枚
医療機関	3月19日、4月24日、5月11日	マスク：150,000枚 防塵マスク：30,000枚
私立保育園等	3月12日、3月24日	マスク：9,100枚
妊産婦	窓口：4月27日から令和3年3月31日 郵送：5月1日発送	マスク（窓口）：31,500枚 マスク（郵送）：242,400枚
在宅重度障害児（者）	6月18日から	マスク：137,500枚

（注：7月15日現在）

	信環境がない家庭に貸与しました。
--	------------------

(2) 再開後（6月）の取組

国の緊急事態宣言の解除を受け、6月1日から感染症対策を講じた上で、学校を段階的に再開しました。

学校再開にあたっては、「港区立幼稚園、小中学校再開ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」を作成し、これに基づいた対応を実施しました。

◆学校再開に向けた主な対応

1	幼稚園は6月1日に始業式、2日に入園式、3日から分散登園を実施しました。 ※7月末までの1学期中、昼食（弁当）は実施しません
2	小学校は6月1日から分散登校を、中学校は、6月1日に入学式を行い、2日から分散登校を実施しました。 ※給食は、6月8日から開始
3	幼稚園の入園式、中学校の入学式は、参加者のマスク着用や時間短縮、参加者の限定等、感染症予防対策を講じた上で開催しました。
4	授業時数を確保するため、夏季休業期間を8月1日から8月24日までの約3週間程度に短縮しました（通常は7月21日から8月31日）。
5	登園・登校時に集合住宅等のエレベーター内において、3密の状態になることを避けるために、学校の実態に応じて登校時刻をずらす等の工夫を行いました。
6	授業時には、机・椅子の距離をあけて座席を配置しました。
7	感染症予防対策として3密を避ける必要があることから、運動会や宿泊行事等、今年度の学校行事の開催について見直しを行いました。
8	感染拡大によって再度臨時休業となった際に双方向によるオンライン授業を実施できるよう、小中学校でMicrosoft社のTeamsを活用してオンライン授業のモデル実施を行いました。

(3) 7月以降の取組

7月1日から持続的に幼児・児童・生徒等の学びを保障していくため、区独自に作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関するガイドライン」を踏まえ、学校における感染及びその拡大のリスクを低減した上で、通常の教育活動に取り組んでいます。

◆7月以降の主な取組

1	夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、登下校時や運動時は他の人と十分な距離を取り、マスクを外すこととしています。
2	適切な環境維持のため、広めの部屋で授業を行ったり、机と机をつけないなどの距離を確保したりする取組を進めるほか、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めています。
3	感染症対策に留意し、体育における身体接触を伴う活動や音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動や、家庭科における調理実習等を段階的に取り組み始めています。

4	保護者会、学校運営協議会及び学校評議員会等について、短時間での実施やオンラインによる開催のほか、状況に応じて中止または書面会議などの措置を講じています。
---	--

4 区民と事業者の暮らしを守る取組

(1) 港区新型コロナウイルス感染症対策町会等関係団体活動応援金支給事業

町会・自治会等の関係団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で自粛していた地域活動を安全で安心して維持・継続していくための対策等に係る経費を支給しています。

◆一団体当たりの支給額

団 体	要 件	補助金額
町会・自治会	～150 会員 (防災住民組織含む)	5 万円
	151～500 会員	10 万円
	501～1,000 会員	15 万円
	1,001～会員	20 万円
関係団体	一律	10 万円

◆受付期間 6月1日から令和3年2月28日まで

◆実 績

	町会・自治会	関係団体	合計
対象団体	238	77	315 団体
第1回目支出処理(6月19日までの申請)	166	38	204 団体
第2回目支出処理予定(7月15日までの申請)	45	20	65 団体
7月15日現在申請件数(85.4%)	211	58	269 団体

(注：7月15日現在)

(2) 新型コロナウイルス感染症対策特別融資あっせん

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている区内中小企業の資金繰りを支援するため、貸付期間中の利子及び本融資に伴う信用保証料を全額補助する、区独自の特別融資あっせんを実施しています。

対 象 者	<p>以下の条件を全て満たしている事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、最近1か月間の売上が前年同月比で10%以上減少 ② 資本金1千万円以下又は、従業員100人(小売業、卸売業、サービス業は30人)以下 ③ 【法人】 港区内に1年以上本店登記と本店での事業の実態があり、かつ同一事業を1年以上営んでいる法人 【個人】 港区内で1年以上、同一事業を営んでいること(事業主の住所が港区内に1年以上ある場合は、都内で同一の事業を1年以上営んでいること) ④ 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること ⑤ 港区に納期の到来している特別区民税・都民税(法人は、港都税事務所に法人都民税と法人事業税)を完納していること
-------	---

あっせん金額	500万円以内
貸付期間	7年以内(据置1年を含む。)
貸付用途	運転資金

◆申請期間 3月4日から8月31日まで

◆実績

あっせん金額(件数)	277億4,945万円(5,694件)
融資実行金額(件数)	66億3,420万円(1,403件)

(注:7月15日現在)

(3) コロナに負けるな!ものづくり・商業・観光応援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や感染防止に向けた行動自粛に伴い、地域のにぎわいに不可欠な港区商店街連合会、港区産業団体連合会及び一般社団法人港区観光協会に加盟する店舗や事業所の経営が悪化していることを受け、各団体の活動が引き続き維持・継続できるよう、コロナに負けるな!ものづくり・商業・観光応援金を支給しています。

対象団体数	64団体
支給額	1団体当たり100万円から1,000万円
活用事例	感染症防止対策(消毒液、マスク等)、情報発信費用等

◆申請期間 5月29日から令和3年2月28日まで

◆実績

交付決定団体	53団体
交付決定金額	8,200万円

(注:7月15日現在)

(4) オーナー向けテナント賃料支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けているテナントと賃貸人(オーナー)の経営基盤を維持するため、店舗、事務所等の賃料を減額している賃貸人に対して、減額した賃料の一部を補助しています。

対象者	区内において、店舗、事務所等を賃貸している中小企業基本法に基づく中小企業者
補助金額	減額した賃料の1/2(1物件当たり月額15万円を限度とし、最大3か月分)
対象経費	4月分から9月分の賃料(共益費、管理費を除く)

◆申請期間 6月1日から9月15日まで

◆実績

申請受理件数	214件(417物件)
交付決定件数	182件(299物件)
交付決定金額	5,966万3,000円

(注:7月15日現在)

(5) テイクアウト・デリバリー導入商店街店舗応援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている区内商店街店舗を支援するため、令和2年4月1日以降、新たにテイクアウト・デリバリーを始める際に必要な経費の一部を補助しています。

対象店舗	区内商店会に加盟する店舗
補助金額	補助対象経費の4/5 (80万円を限度)
対象経費	設備・備品購入費、設備・備品レンタル料、容器等購入費、デリバリー事業者への手数料 (3か月を限度) 等

◆申請期間 5月27日から令和3年1月31日まで

◆実績

申請受理件数	19件
交付決定件数	15件
交付決定金額	502万9,000円

(注：7月15日現在)

(6) ふれあい相談員による電話相談

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、ひとり暮らし高齢者等の心身のケアにより孤立を防ぎ、生活に対する不安をやわらげ、高齢者の見守りを強化するため、ふれあい相談員による70歳以上のひとり暮らし高齢者や75歳以上の高齢者のみの世帯(但し、施設入所等一部の世帯を除く)への電話相談を実施します。

なお、電話番号が不明な世帯や複数回の架電に対し応答がない世帯へは、ご案内を郵送します。

◆実施期間 4月16日から当面の間

◆実績

件数	8,197世帯のうち、3,397世帯と電話がつながりました。
主な相談内容	・新型コロナウイルスにかかることが心配等の精神的な不安 ・外出できず運動不足で足腰が弱くなってしまふ等の体調的な不安 ・仕事が休業になり収入が減っている等の経済的な不安 ・マスクが手に入らない、買い物に行くのも怖い等の生活面の困りごと

(注：7月15日現在)

(7) 高齢者買い物支援事業

新型コロナウイルス感染症により、外出して買い物することに不安を感じるおおむね70歳以上の高齢者を対象に、自宅に居ながら食料品や日用雑貨を調達することができるよう、買い物を代行するサービスを提供しています。

対象	おおむね70歳以上(令和3年3月31日までに70歳を迎える)の 区内在住者で、以下のいずれかに該当する世帯 ・ひとり暮らし世帯 ・おおむね70歳以上のみの世帯
利用回数	月8回(計16回)まで
費用	無料(商品代金は全額自己負担)

その他	区が委託する買い物代行業者が実施します。 また、介護保険の訪問介護を利用している世帯は介護事業所が実施します。
-----	--

◆実施期間 6月1日から7月31日

◆実績 6月分実績(速報値) 利用人数 485 人、延べ利用人数 2,429 件

(8) 介護事業所・障害福祉サービス等事業所の家賃助成

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している区内の介護事業所及び障害福祉サービス等事業所に対し、家賃を助成しています。

ア 介護事業所家賃助成について

対象要件	・事業所の運営法人の資本金が、5千万円以下であること ・区内に所在地を有する事業所が使用する家賃を支払っていること ・令和元年10月から12月までの事業所平均収入額と比較して、令和2年4月から6月各月の事業所収入額が30%以上減収していること
対象期間	4月から6月の3か月分
申請受付開始日	6月1日から
内 容	1月あたり、家賃に4分の3を乗じた額または50万円のいずれか低い額

※8月から事業所の状況を踏まえ、対象要件を改め減収区分を拡大します。

イ 障害福祉サービス等事業所家賃助成について

対象要件	・事業所の運営法人の資本金が、5千万円以下であること ・区内に所在地を有する事業所が使用する家賃を支払っていること ・令和元年10月から12月までの事業所平均収入額と比較して、令和2年4月から6月各月の事業所収入額が10%以上減収していること
対象期間	4月から6月の3か月分
申請受付開始日	6月1日から
内 容	・1月あたり上限50万円、かつ減収額以下 ・家賃に助成率(1/4から3/4の3段階)を乗じた額を助成 ・助成率は減収率(10%以上から3段階)により決定

◆実績

介護事業所	支出済：0事業所 申請処理中：3事業所
障害福祉サービス等事業所	支出済：6事業所 申請処理中：2事業所者 支出済額：317万9,000円

(注：7月15日現在)

(9) 国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給

新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、その療養のために仕事を休まざるをえなくなり、給与の全部または一部を受けることができなくなった方に、傷病手当金を支給しています。

対象者	国民健康保険の被保険者で被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者
-----	---

支給要件	労務に服することができなくなった日から換算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日
支給額	直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数（上限：30,887円/1日）
適用	令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6か月まで）

◆申請期間 4月24日から

◆実績 7月15日現在、申請・支給件数は3件、支給総額は284,066円

(10) 令和2年度みなとプレママ応援事業

妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援体制を強化し、港区で安全に安心して子どもを産み育てられるように、今年度、令和2年4月1日時点で妊婦の方及び今年度妊娠届を提出された妊婦の方を対象として立ち上げた事業です。

対象の妊婦の方全員にアンケートや電話相談を行い、心身の状態や家庭の状況等を把握し、母子保健サービス等の情報提供や必要に応じて継続支援に繋がります。

また、アンケートに回答された方にはもちろん、育児用品の購入等に利用できる「こども商品券」に加えて、新型コロナウイルスの感染予防に必要な物品の購入や健診等でのタクシー乗車にも利用できる「港区内共通商品券」を育児パッケージとして配布します。

◆実施期間 6月1日から令和3年3月31日まで

◆実績 7月15日現在で、1,279件のアンケートを受理
「こども商品券」及び「港区内共通商品券」は1,219件配布

(11) 緊急児童居場所づくり事業

小学校の臨時休業中に、学童クラブに登録していない児童の中にも、保護者の就労により自宅で過ごすことが困難な状況があることから、区立小学校の図書室や校庭、体育館を活用した居場所の提供を開始しました。

現在は、放課GO→事業を当面の間休止しているため、その再開までの間、緊急児童居場所づくり事業を継続実施し、学童クラブとは別に安全安心な子どもの居場所を確保しています。

◆実施期間 3月9日から放課GO→再開（時期未定）までの間

◆実績 延べ7,048人が利用（7月3日現在）

(12) エンジョイ・ディナー事業

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済的影響の大きい、ひとり親家庭等の生活再建が進むよう、家計や家事の負担を軽減し、親子が団らんして栄養バランスの取れた夕食（お弁当）の機会を提供します。

◆お弁当配布期間 7月13日から10月9日まで（土・日・祝日除く60日間）

◆実績

登録者数	415世帯（内、障害者のいる世帯は17世帯登録）
配布実績	1,009個（内、障害者のいる世帯には42個配布）

（注：7月16日現在）

(13) 子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（特例給付を除く）を受給する世帯へ児童1人当たり1万円を臨時給付金として支給します。

◆実施期間 5月12日から

◆実績

公務員以外	6月26日現在 10,532世帯（15,527人）に支給
公務員	7月1日 申請書の受付開始

(14) 特別定額給付金

5月22日から全世帯に対し、申請書の郵送を開始し、申請を受け付けています。

◆期間及び実績

	オンライン	郵送	合計
受付期間	5月1日から8月25日	5月25日から8月25日	
申請済み世帯数 （申請率：90.5%）	15,000件	119,000件	134,000件
給付処理済世帯数 （申請に対する給付率：99%）	13,900件	118,800件	132,700件

（対象世帯数：約148,000件）

（注：7月15日現在）

◆直近の主な対応事項

・申請内容の不備処理

申請書の記入漏れや提出書類の不足など、約1,300件の申請内容の不備が生じており、対象者には電話連絡や通知郵送により案内しています。

・郵送返戻物の対応

住民登録上の住所へ郵送した申請書のうち、約3,000件が区へ返戻されています。未申請者及び返戻された郵便物については、本人からの申し出に基づき再送付等による対応に加え、7月22日に申請期限を再度周知するための勧奨通知を送付しました。

・基準日より後に届出のあった住民登録者への対応

前住所地で基準日（令和2年4月27日）より前の日付で転出届出をし、基準日より後に新たな自治体へ住民登録をした場合等は、新たな自治体で給付を受けることとされています。

二重給付を避けるため前住所地に照会を行い、港区での給付対象者であることを確認したのちに申請書を発送しています。